

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宝達志水町長

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.8%
全職員	77.1%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	81.0%
本庁課長補佐相当職	80.8%
本庁係長相当職	94.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.5%
31～35年	90.3%
26～30年	85.5%
21～25年	88.4%
16～20年	72.7%
11～15年	103.8%
6～10年	81.0%
1～5年	85.7%

【説明欄】

他の職種に比べて給与水準の高い医師及び専門職員について、職員に占める男性職員の割合が高く、男性職員全体の平均給与を押し上げる要因となっている。
扶養手当・住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員に対象者が多い。このほか、災害等（台風や水道管凍結）の対応に従事した男性職員の時間外勤務手当が増加したことにより、差異が生じている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。